

告 示

埼玉県告示第六百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十六日認可した。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所の所在地

春日部市